◇ 特別養護老人ホーム多田の里愛夢（ ユニット型 ） ◇　（令和8年8月1日より）

※飯塚市の介護老人福祉施設サービスでは1単位に10.14円を乗じた額の1割又は2割又は3割がご利用者負担となります。
当施設では、下記サービス費用の内、〇は全ての方を対象、△は要件を満たす方のみを対象として算定しております。

介護サービス単位（1日あたり）		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス	〇	670	740	815	886	955
日常生活継続支援加算	〇	46				
個別機能訓練加算Ⅰ	〇	12				
栄養マネジメント強化加算	〇	11				
看護体制加算Ⅰ	〇	4				
看護体制加算Ⅱ	〇	8				
夜勤職員配置加算Ⅱ又はⅣ	〇	18又は21				
生産性向上推進体制加算Ⅱ	〇	月10				
療養食加算（1食6単位で計算されます）	△	18				
初期加算（新規入居等から30日間）	△	30				
個別機能訓練加算Ⅱ	△	月20				
排せつ支援加算Ⅰ又はⅡ又はⅢ	△	月10又は15又は20				
褥瘡マネジメント加算Ⅰ又はⅡ	△	月3又は13				
ADL維持加算Ⅰ又はⅡ	△	月30又は60				
科学的介護推進体制加算Ⅱ	△	月50				
外泊時加算（外泊等で居室を空けたとき）	△	246				
退所前連携加算	△	500/回				
退所時情報提供加算	△	250/回				
看取り介護加算Ⅰ	△	看取り日以前4日～30日 144、2日～3日 680、看取り当日 1,280				
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	〇	1ヶ月総利用単位数×17.6%				

※各種加算は、人員配置やご本人の状況によって変動することがあります。
※食費・居住費はご本人の収入や所得に応じて、次の通り負担上限額が設定されています。第1段階：生活保護世帯の方、
第2段階：市民税非課税で合計所得金額と年金収入が80万円以下の方、第3段階：市民税非課税で第1・2段階以外の方。
ただし、要件を満たしても、市町村に申請し認定証の発行を受けなければ、減免の対象とはなりません。

食費内訳(1日)	朝食	294円	昼食	587円	おやつ	108円	夕食	556円	計	1,545円
食費負担上限額(1日)	第1段階	300円	第2段階	390円	第3段階①	680円	第3段階②	1,420円		

ユニット型個室居住費(1日)	2,066円							
居住費上限額(1日)	第1段階	880円	第2段階	880円	第3段階①	1,370円	第3段階②	1470円

～全ての方を対象とする加算を算定した場合の月額利用料金例（30日計算）～

利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	66,217円	68,614円	71,297円	73,765円	76,127円
第2段階	68,917円	71,314円	73,997円	76,465円	78,827円
第3段階①	92,317円	94,714円	97,397円	99,865円	102,227円
第3段階②	117,517円	119,914円	122,597円	125,065円	127,427円
減免なし1割負担者	139,147円	141,544円	144,227円	146,695円	149,057円
減免なし2割負担者	169,963円	174,758円	180,124円	185,060円	189,783円
減免なし3割負担者	200,780円	207,971円	216,020円	223,425円	230,509円

※介護保険給付サービスの2・3割負担者…市民税課税世帯であり、一定以上の収入・所得がある方